

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

(5) ナイジェリア連邦共和国 (Federal Republic of Nigeria (NG)) ¹¹¹



人口：1億 6475.2 万人¹¹²

GDP：26兆 8708 億円¹¹³

公用語：英語（公用語）、各民族語¹¹⁴



知財庁上部組織	Federal Ministry of Trade and Investment					
知財庁	Trademarks, Patents and Designs Registry					
知財庁 Web サイト	http://www.iponigeria.com					
知財庁長官	Mrs. Nima Salman-Mann					
知財庁職員数	調査した範囲では、情報が得られなかった。					
知財庁予算	調査した範囲では、情報が得られなかった。					
現地知財庁への 出願数 ¹¹⁵	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許 (内 PCT)	調査した範囲では、情報が得られなかった。				
	意匠	調査した範囲では、情報が得られなかった。				
	商標	調査した範囲では、情報が得られなかった。 (ヒアリングによると、アフリカ諸国の中では、 商標の出願数は南アフリカに次いで 2 番目である)				

¹¹¹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

¹¹² <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx>(2013/8/28)

¹¹³ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

¹¹⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用)

¹¹⁵ http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/za.html(2014/1/31)

(5-1) 一般経済事情

ナイジェリアは、南アフリカ、エジプトに次ぎアフリカ第3位の経済規模がある。石油生産量世界12位、輸出量世界8位の世界有数の産油国である¹¹⁶。2012年では、石油が輸出の8割以上を占めており、主な輸出先は欧州、米国である。一方主な輸入元は中国、米国、英国であり、機械・電気製品・輸送機器などを輸入している¹¹⁷。

ナイジェリアの学校教育の水準は比較的高く、また電子機器やプログラミングなどに関する教育も盛んであるが、高度な教育を受けた学卒者たちの多く（4分の1以上）は失業状態にある。

(5-2) 政府及び団体の知財についての取組み及び知財に対する姿勢

ナイジェリアは、アフリカ最大の人口を有しており、また経済規模が大きいため、知財権に関する各国企業の関心は高い。しかしながらヒアリングによると、商標の出願時に、書類の紛失など様々なトラブルが報告されている。要因は様々であるが、知財庁の事務手続きがIT化されておらず、書類の管理が悪いことが挙げられる。2014年に、ナイジェリア知財庁は、WIPOのIPASシステムの導入を開始したようである¹¹⁸。ヒアリングによると、最近は事務処理に関しては改善がみられるなど、良い方向に向かっているとの意見が聞かれた。その他には以下のような問題点が指摘されている。

- ・知財庁と他の省庁（例えば Corporate Affairs Commission, NAFDAC, Consumer Protection Agency）との協力関係がなく、記録も共有されていない。
- ・発行文書が誤っていることがある。
- ・登録書類が電子化されていない。
- ・古い法律、また国際条約の批准が遅れているため、国際条約の規定が適用されない。
- ・知的財産権のエンフォースメントを行う際に面倒な手続きが必要である。
- ・人材育成や能力開発が不十分、スタッフの不足など
- ・登録手続きの完了の遅れ
- ・裁判とエンフォースメントの遅れ
- ・特許の有効性の不十分な判断能力

(5-3) 知的財産権関連制度（知財庁）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

ヒアリングによると、ナイジェリア知財庁は商標の登録事務において以下の問題点が指摘されている。

- ・商標の登録の記録が更新されていない
- ・商標のインデックスカードのシステムがとても古い。具体的には、インデックスカードの商標の受理や拒絶に関しての情報、タイトルの変更やファイル上の事項に関する更新がされていない。この事例と関連があるかどうかは不明であるが、ヒアリングによると同一

¹¹⁶ <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8A%E3%82%A4%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%AA%E3%82%A2> (2014/2/12)

¹¹⁷ 世界貿易投資報告・ナイジェリア 2013年(2014/2/12)

¹¹⁸ <http://afro-ip.blogspot.jp/2014/01/nigeria-enters-iprs-electronic.html>(2014/2/12)

出願人の旧名義による先行商標との類似で拒絶された事例も報告されている。

・書類の管理が適切に行われていないため、書類の紛失や破損が起きる。

また知財庁での過去の出願データの検索結果に、時々誤りがある、異議申し立ての書類が紛失して手続きが滞るといったさまざまな事例が聞かれた。

最近、ナイジェリア知財庁は、Webサイト (IPO Nigeria) を開設した。IPO Nigeria のWebサイトには商標、特許、意匠の概要¹¹⁹が紹介されているが、WebサイトのNewsの最新情報は2012年7月のタイムスタンプがあり、その更新頻度に関しては疑問がある。またデータへのアクセスは登録された個人又は団体のみが許可され、登録資格としてナイジェリア国籍、ナイジェリアでの住所、個人情報証明資料、保証人の保証書等が求められる。このため、直接アクセスしてデータベースなどを確認することはできなかった。

商標はオンラインでの出願が可能とされているが、そのためにはナイジェリア代理人としての登録が求められる。また、検索も可能とされるが、先のNews記事¹²⁰によれば、過去データの登録に時間を要するので、まずは新しい情報を登録できるようにした、とある。

(5-4) 知的財産権関連制度 (特許) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 審査

<法律・規則・制度>

特許及び意匠法第4条に規定されており、方式審査のみが行われる。

<運用・実態>

審査については、方式的な審査は行われているが、新規性・進歩性等を判断する実体審査は行われていない。

b) 異議・無効

(i) 無効

<法律・規則・制度>

同第9条に規定されている。特許及び意匠法第9条(1)(a)(b)(c)に基づいて無効の申し立てが可能である。

<運用・実態>

ナイジェリア連邦高等裁判所に、特許の無効 (invalidation) を、だれでも申し立てが可能である。

c) その他

(i) 強制実施権

<法律・規則・制度>

同第1附則に、強制実施権について規定されている。

<運用・実態>

¹¹⁹ <http://www.iponigeria.com/site/133?main=130&sidemenu=130> (2014/1/27)

¹²⁰ <http://www.iponigeria.com/main/read-news/15?major=True&sidemenu=132> (2014/1/27)

ヒアリングによると、発明の不実施に基づく強制実施権がナイジェリアで実際に付与された例は今のところない。

(5-5) 知的財産権関連制度（意匠）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)保護対象

<法律・規則・制度>

同第 12 条に規定されている。

第 12 条

線若しくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体形(原文: Any combination of lines or colours or both, and any three-dimensional form)(色彩と関連しているか否かを問わない)は、創作者がそれを工業的方法によって複製されるひな形又は模様として用いることを意図しており、技術的結果を得ることのみを意図しているのではない場合は、意匠であるものとする。

<運用・実態>

ヒアリングによると、極小意匠（肉眼で確認できないもの）、建築物、ホログラム、光（花火、イルミネーション等）、画像（表示される物品を特定して）、テキスタイルのみ（物品を特定しない）は保護されない。

b) 出願

(i)意匠制度

<法律・規則・制度>

同第 15 条(2)に規定されている。

第 15 条

(2)意匠が関係する製品が同一種類のものであるか又は分類が定められている場合において同一類のものであるときは、単一の出願を 50 以下の任意の数の意匠に関係させることができる。

<運用・実態>

ヒアリングによると、多意匠一出願制度、部分意匠制度(Partial design system)も採用している。ただし関連意匠出願は認められていない。

(ii)分類

<法律・規則・制度>

ロカルノ協定には加盟していない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、出願時に、出願人が国際分類を付与することを要求される。

(5-6) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)分類

<法律・規則・制度>

ニース協定には加盟していない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、ニース分類を採用している。

(ii)商標の定義

<法律・規則・制度>

商標法第 67 条で商標・標章の定義は以下のように規定されている。

第 67 条

(1) 本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、次の表現は、そのそれぞれにここに付与する意味を有する。すなわち、(略)

「標章」には、図案、銘柄、標題、ラベル、札、名称、署名、語、文字、数字又はこれらの何れかの組合せが含まれる。

「商標」とは、証明商標に関する場合を除いて、ある商品と所有者又は登録使用者としてある標章を使用する権利を有するある者との間の業としての関連を表示する目的で又は表示するように、当該人の身元の表示を伴うか否かを問わず、当該商品に関して使用されているか又は使用予定である当該標章をいい、(略)

<運用・実態>

ヒアリングによると、新しい商標は登録できない。また団体標章(Collective marks)も登録できない。

b) 出願

(i)使用主義・登録主義

<法律・規則・制度>

商標法には規定されていない。

<運用・実態>

ヒアリングによれば登録主義を採用している。

c) 公告

<法律・規則・制度>

商標法に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによれば、登録後は Trademark Journal で公告されるが、オンラインでは閲覧できない。

d) 審査¹²¹

(i)実体審査

<法律・規則・制度>

¹²¹ The International Comparative legal Guide to Trademark 2012 by Global legal group

商標法第 18 条で、本法にもとづいて審査することが規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによれば、実体審査は、絶対的理由と相対的理由について行われる。

登録が拒絶される絶対的理由は、以下のとおりである。

1. 識別力がないこと
2. 道徳や法律に反する、詐欺や中傷にあたる
3. 禁止された言葉やシンボルを使用する（例えば：“patent”, “patented”, “registered”, “registered design”, copyright”など）

登録が拒絶される相対的理由は、以下のとおりである。

1. 出願人が真の商標の所有者ではない。
2. 悪意のある出願
3. 既存の商標と、同一又は混乱を引き起こすほど類似している商標
4. 商標に登録できない言葉やシンボルが含まれる場合（例えば赤十字など）

またヒアリングによると、実体審査には、商標法や商標規則が参照されるものの、審査基準や審査のフローチャートのようなものはない。

また、本来的には識別力のない商標であっても、商標の使用によって識別力を獲得した場合（secondary meaning を獲得した場合）には登録される。ただしナイジェリアの商標法では、他人の商品の識別可能であることを確立するための具体的な手順が規定されていない。商標の識別性の問題について、登録機関や裁判所によって判断する場合には、以下の証拠が商標の識別性を証明する。

1. 商標によってブランド化した商品の長期間の販売量
2. ブランド化した商品を、短期間で大規模に宣伝するか、もしくは長期間安定して宣伝した証拠
3. 出願人の商品のみ商標と関連するという消費者の証言
4. 調査の証拠

e) 異議・無効・取消¹²²

(i) 異議

<法律・規則・制度>

同第 20 条(1)で、何人も公告から 2 月以内に異議申し立てを登録官に通知することができることが規定されている。

<運用・実態>

以下の理由で、異議申し立てが可能である。またヒアリングによると異議申し立て期間の延長はない。

1. 商標の出願人が商標を使用する意思がないこと
2. 商標が先行商標と同一又は混乱を引き起こすほど類似していること。

¹²² The International Comparative legal Guide to Trademark 2012 by Global legal group

3. 商標に登録できない言葉やシンボルが含まれる場合（例えば赤十字など）
4. 商標が意匠として登録可能であること
5. 商標が詐欺や中傷を引き起こす可能性がある、又は法律や道徳に反すること
6. 商標が化学物質名や地理名を含むこと

(ii)取消

<法律・規則・制度>

同第 38 条に、裁判所又は登録官に、取消を申請することができることが規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、出願人が登録商標を出願日から 5 年間誠実な使用をしていなかったとき、取消が可能である。ただし第三者に 5 年間誠実な使用をしていなかった登録商標の使用の権利を付与する制度はない。

(iii)無効

<法律・規則・制度>

同第 31 条に、裁判所又は審判所に、申請することができることが規定されている。

<運用・実態>

以下の理由で、無効の申し立てが可能である。

1. 登録が詐欺的行為によってなされたとき
2. 商標が法や道徳に反するとき

(iv)第三者による悪意の商標出願

いわゆる悪意の商標出願の対応について、以下の二つのケースを想定して、複数の事務所ヒアリングを行った結果を記載する。

<ケース 1>

A 社の周知・著名商標がナイジェリアで商標登録されておらず、かつ A 社がナイジェリアで事業も行っていない場合に、第三者が悪意をもってナイジェリアで同一・類似の商標登録した場合

(事務所 A の回答)

第三者の商標の取消の申し立て(application for the cancellation)を、商標登録所(Trade Mark Registry)か連邦高裁(Federal High Court) にすることができる。

商標登録の出願人は、商標の所有権者であることを主張する人でなければならない(商標法)。ナイジェリアと同じような法定の規定を有する英国の司法機関は、商標の所有権の主張は誠実に行われなければならないと述べていることから、ナイジェリアの裁判所もこれに沿うものと考えられる。著名商標が複製され、裁判所がその商標が本当に著名であることを認めた場合は、第三者が偶然又は悪意なく同一の商標を採用した事実を主張したとしても裁判所を納得させることはできない。この場合、その著名商標が、ナイジェリアで使用されていないことは問題とならない。

したがって、その第三者によって登録された商標を取り消すために、裁判所又は登録官(Registrar)を説得する必要がある。

(事務所 B の回答)

ナイジェリアの商標法は属地主義をとるため、ナイジェリアにおいて新しいマークは登録される一方で、周知・著名なマークは、登録官の裁量により登録を拒絶されることがある。したがって、周知・著名な商標をナイジェリアで登録することをすすめる。

取消について説明する。商標の取消の申立ては、裁判所か登録所(The Registrar)にすることができる。登録所に申立てをした場合、申立人の利害関係の性質、事案の基礎となる事実、及び求める救済を、所定の形式で全て記載した書面を、登録所に提出しなければならない。申立人が提出した申立書の写しは、登録官を通じて登録権利者に送付され、次に登録権利者は、その商標のサポートとなる経緯について登録官に書類を提出する

(事務所 C の回答)

ナイジェリアの商標法は、ナイジェリアにおいて登録されたマークより先の(prior to)周知・著名マークを保護しない。ナイジェリアは、パリ条約の同盟国であるが、対応する国内法がないので、パリ条約の規定はナイジェリアにおいては説得的な効果をもたらさない。

そのため、周知・著名なマークについてナイジェリア国内で権利を取得するには、商標の所有者(proprietor)は次のいずれかのアプローチを採用するべきである。

- ・ 利害関係のある類(class)について、同一の商標での通常の商標出願を行う。
- ・ 他の商品・役務（利害関係のある実際の商品・役務ではないもの）について、防護商標(defensive trademarks)出願を行う。防護商標出願する商品・役務は、前述の所有者がそれらの類(class)にマークを使用するか使用する意思があるか否かと関係がない。これにより、防護標章は、第三者にとって商標の使用の障害となる。

周知商標の所有者がこれらのオプションを実行せず、または実行に失敗した場合であっても、登録原簿の記録から侵害マークを除去しようとする場合は、その商標について更生(Rectification)・取消を求めることができる。

更生／取消について

ナイジェリア商標法は、登録商標の取消について、以下のような要件を定めている。

- ・ 商標が登録簿に挿入され、または登録簿から除外されていること。
- ・ 商標が十分な根拠なしに登録簿に記載されていること。（例えば、登録されている者の一部に真の所有者が欠けていること）
- ・ 商標が登録簿に間違っただま記載されていること。
- ・ 誤記や欠陥が登録簿への記入時からあること。

商標法は、侵害マークが登録簿から抹消されるために必要な、商標の周知性・著名性の基準を明確には規定していない。その一方で、商標法には、登録されている者の一部に真の所有者が欠けていることを、出願人が取消の申立てをサポートする証拠として提示でき、また、マークに化体した名声や評判の情報も提示できることが規定されています。

多くの事例において、裁判所は、商標法の特定の条項を用いて、周知・著名マークと同一又は類似の侵害マークの取消の請求を認めてきた。例えば、商標法 11 条、18 条がそれにあたる。

<ケース 2>

A 社の周知・著名商標がナイジェリアで商標登録されておらず、日本では商標登録されていて、かつ当社がナイジェリアで事業も行っている場合に、第三者が悪意をもってナイ

ジェリアで同一・類似の商標登録した場合

(事務所 A の回答)

A 社の未登録商標が、第三者によって登録された同一の商標の出願の前に、ナイジェリアにおいて長期間使用され、これによって A 社の商品であることの識別力を獲得した場合、A 社は、コモンロー上の権利を得て、いかなる第三者に対しても、その商品と関連して同一または混同を惹起ほどに類似する商標をその第三者が使用することを妨げることができる。これにより、潜在的な購買者が、第三者の商品が A 社の商品や A 社と取引のある会社と関連する商品であると誤認することを防ぐことができる。そのようなコモンロー上の先の権利の所有は、そのような商標の登録を拒絶する根拠となる。

したがって、第三者によって登録された商標が、A 社の商標と同一商標であってかつ、A 社がナイジェリアで先に使用していた場合には、A 社が登録所又は裁判所に申出ることによって、その第三者の商標は登録されるべきでないとの理由により、商標登録簿から抹消できる。

もし A 社の商標が、ナイジェリアで同一の商標について登録された第三者の出願の前からナイジェリアで使用されていない場合には、第三者が日本や世界における A 社の商標の存在や使用に気づいたことを示す証拠を提示できない場合は、第三者の商標を登録簿から抹消させる申立ては成功しないであろう。

(事務所 B の回答)

ケース 1 に同じ。

(事務所 C の回答)

まず、商標権の属地主義の原則から、日本における商標登録は、ナイジェリアにおける権限のない商標登録に対してなんら法的効果を与えるものではない。ナイジェリアの商標法は、使用主義的な規定と同様に、先願主義的な規定を備えており、例えば、3 条但し書には次のように規定されている。「ただし、本法の如何なる規定も、商品の他人の商品としての詐称通用についての又はそれに関する救済についての何人かに対する訴訟の権利に影響を及ぼすものと解してはならない。」

これにしたがえば、取り得る選択肢は、侵害する第三者を相手取り、詐称通用(passing off)の主張をすることが考えられる。

その他の選択肢は、ケース 1 に列挙したとおりであり、侵害マークの取消を求める者は、単一の訴訟活動において、詐称通用(passing off)の主張を組み合わせてもよい。

詐称通用(passing off)の主張が功を奏した場合、裁判官の心証は、登録簿の更生という望ましい方向に向かい、商標登録の取消の判断にもつながりやすい。

詐称通用(passing off)の主張が成功するには、次の要素が必要である。

- A) 取引の過程で、取引者による不実表示(misrepresentation)があったこと。
- B) 不実表示が、商品の消費者等の潜在顧客に対して行われたこと。
- C) 不実表示が、他の取引者の事業又は信用を害することを意図してなされたこと。
- D) 取引者の事業又は信用に対して、実際に発生する損害の原因又は原因となり得ること。

(5-7) 知的財産権関連制度（著作権）の運用実態上の課題・留意点・リスク等調査した範囲では、情報が得られなかった。

(5-8) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境

ヒアリングによると、ナイジェリアでは、司法、税関、警察のいずれの組織にも、模倣品取締りのための専門部署は特に設けられていない。

模倣品及び知的財産権侵害製品取締りに関するナイジェリアの法律・規則としては、商標取締り規定のみ存在する。以下に、より効果的な対策に関するコメントと共に、いくつかの法律を提示する。模倣品対策のために行使される法律は以下の通りである。

- ・商標法 (Trademarks Act)
- ・偽医薬品取締法 (Counterfeit of Fake and Drugs (Miscellaneous Provisions) Act)
- ・偽札取締法 (Counterfeit Currency (Special Provisions) Act)
- ・商品商標法 (Merchandise Marks Act)
- ・関税及び物品管理 (商品の廃棄) 法 (Customs and Excise Management (Disposal of Goods) Act)

行政、民事及び刑事上の救済が権利者に利用可能であるが、ナイジェリアで最も効果的な模倣品対策機関は食品医薬品取締局(NAFDAC)である。NAFDAC は保健省の半官半民の機関であり、1994年1月に設立された。設立法(Decree 15/1993)によると、NAFDAC は、「加工食品、医薬品、化粧品、医療機器、化学品、パックされた飲料水の健全性、品質、安全性を、視察及び執行活動に加えて効果的な品質保証システム、公衆の啓蒙を通して促進することにより、ナイジェリアのすべての住民の疾病の予防に重点を置いた国家の取組みの一環として、公衆の健康を守ることを使命としている。模倣食品・医薬品に関連して、NAFDAC は、被疑者の施設を強制的に搜索し、侵害製品を押収・破棄し、そのような製品を輸入・販売する責任者を訴追する権限を持つ。NAFDAC はナイジェリアの模倣医薬品(counterfeit pharmaceuticals)の輸入・販売との戦いに大略成功しているが、ナイジェリアでの危険な模造医薬品(counterfeit drugs)による災難を取り除くにはまだ長い道のりがある。

民事上の救済については、模倣品に対する民事訴訟の提起に必要な要件が、原告が取ることを望むアクションによって異なっている。模倣品が、原告商標と紛らわしい商標を表示している場合、原告は、偽造者又は模倣品輸入業者もしくは小売業者に対して商標権侵害訴訟を提起することができる。訴訟の提起は、ナイジェリア連邦高等裁判所にしなければならない。

緊急暫定的救済(Urgent Interim Relief)については、暫定又は仮処分命令による救済があり、これらは主たる訴訟の結論が保留されている間に、被告が模倣品を輸入、製造、販売又は一般的な取扱いを抑制するために受けることができる。実質的なアクションは、少なくとも12か月から14か月までの間にされることは殆どなく、12か月から18か月までの間に結論がだされることはないので、提訴してから判決が下されるまでの間、被告が侵害製品を製造、輸入又は販売し続けることを防ぐために仮処分命令を受けることは重要である。そのような命令は裁判所の裁量によるため、申立人がその救済要求を遅れて行った

場合、一般に申立人に対して同情的ではない。このような命令の申立てがなされた場合、ナイジェリア連邦高等裁判所は暫定的な救済措置として、アントン・ピラー命令(Anton Piller order¹²³)を発行する。このような申立ては、通常、仮処分¹²³の申立てと共になされることが多い。

刑事上の救済については、商品商標法に基づく救済がある。商品商標法により、警察が被疑模倣品の捜索・押収を目的として強制的な捜査を行う権限を与えられる。通常、警察は、調査を行った後、裁判所の治安判事から令状を受けて、被疑者の施設を強制的に捜索する。これにより、被疑模倣品が押収された場合、警察は適切な治安判事裁判所で被疑者(offenders)を訴追すべきである。しかしながら、実情は、証拠資料の不足や買収のため、このような強制的な捜索はほとんど成功せず、たとえ成功したとしても、刑事訴訟が成功裡に完了することは稀である。とはいえ、特に商品商標法における刑事強制捜索は迅速であり、かつ、市場の“掃討”(mopping up)に有効であり(すなわち、定期的に市場から模倣品を取り除く)、被疑製品を扱うすべての者に対して実施できるため、刑事訴訟を開始する上での利点がある。現地の弁護士の経験に基づいて、刑事強制捜索と連邦高等裁判所への民事訴訟とを並行して戦略的に行うのがよいと考えられる。

税関については、関税及び物品管理(商品の破棄)法により、税関による商品差押の権限が制限されている。とりわけ、この法律の第1条(1)には、次の規定がある:「本法律が関係するあらゆる商品が存在するか又は、如何なる規則又は関税及び物品管理法の下になされた命令に反してナイジェリアに輸入される場合、又は、委員会による本法律の執行前に押収又は保留された、そのような商品は没収され、又は場合により、没収されたものとみなされる。」。第1条(1)の規定にかかわらず、税関は裁判所の命令がなければ模倣品を押収することができない。そのため、税関は、模倣品が禁止され又は制限されていない限り、職権で模倣品を押収する権限を有しない。税関での処理を妨げる問題としては、税関が模倣品を押収し保留することを正当化する法律がないことが挙げられる。税関が模倣品又は他の侵害製品を押収し保留する唯一の方法は裁判所の命令を取得することであるが、裁判所及び税関における意思の欠如及び買収によって、実際的あるいは効果的であることは稀である。

SONはSON法(ナイジェリア連邦法 Cap S9、2004年)により設立され、製品と製造過程のための基準を指定、確立、承認する任にあり、ナイジェリア現地製造物及び輸入製品のための基準、計量、品質保証に関する政府の政策の遵守を保証する。SONの第一の目的はSONによって設定された指定の工業基準に製品が合致することを保証することであり、必ずしもオリジナル製品の製造基準を保証することではない。とりわけ、法第17条はSONに対して危険物又は危害を加える可能性のある製品を押収し破棄する基本的な権限を与えている。SONは工業基準に合致せず「危険又は生命に危害を加える恐れのある」模倣品には有効であることが証明されている。そのため、SONは特に模倣医薬品、

¹²³「Anton Piller Order」: イギリス控訴審裁判所の申立を認めた最初の事案の原告の氏名からアントン・ピラー命令と命名されたもので、1) 原告に一応の主張の成立(言い分)があること、2) 原告の被る損害又は損害のおそれが重大、かつ、深刻であること、3) 被告が知財権侵害を証明する証拠を有しており、かつ、その証拠を隠滅する真の恐れがあること等を要件として原告に「民事捜査差押手続き」を認めるもの。

食品及びその他の消費財に対抗するために有用である。

消費者保護評議会（CPC）、CPC法（ナイジェリア連邦法 Cap C25、2004年）の下に設立された国策機関、はSONと並行して活動しており、法第2条はCPCが危険な製品を市場から取り除き、製品の品質基準を定めることを含むいくつかの機能を設定している。法第3条の下、CPCは切迫した公衆に危険を及ぼす製品の流通を防止するために、裁判所に働きかけ、製造業者に品質基準の規定を満たすように強制することができる。大半の模倣品はCPC又はSONの品質基準を満たさないため、これらの機関は模倣品の押収と破棄に効果的な措置が可能である。最近、CPCはラゴスとその周辺の市場団体と協働し、権利保有者と連携して教育フォーラムを開催した。これらのフォーラムは市場のトレーダーを教育するだけでなく、市場から模倣品をなくすために効果的であった。SONとCPC法により提供される行政による救済を併せて、権利者は、民事上の救済を受けることができる。

（5-9）模倣品の状況、侵害品摘発実績

ヒアリングによると、中国からの模倣品がナイジェリアのラゴスに流入している。ただし模倣品が流通している非公式な市場に踏み込むことは危険を伴うため、調査も困難である。またアフリカ人は、（アフリカでの）中国の模倣品工場で働いており、普通は罰せられない。さらに中国での多数の模倣品業者に対する捜査や逮捕は、間接的にアフリカと関係がある。

（5-10）権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本

ヒアリングによると、知財庁に支払う費用は、1年目の特許維持年金と出願費用を含めてUSD345である。事務所に支払う手数料は、出願時にUSD2,200～2,400であり、登録時にUSD450、登録後のモニタリングにUSD160である。

また特許維持年金の知財庁に支払う費用は1年あたりUSD265.65であり、特許の有効期限である20年目まで同額である。事務所に支払う特許維持年金納付手数料は1年あたりUSD212である。

ヒアリングによると、特許出願から登録までかかる時間は24か月から36か月である。

ヒアリングによると、商標登録に必要な知財庁と事務所に支払う総費用は、一商標一区分あたりUSD905である。また商標出願から登録まで12～18か月かかる。

なお、商標権侵害訴訟の開始から結審までの裁判にかかる事務所費用は、タイムチャージによりGBP12,000～20,000（USD19,200～32,000 1GBP=1.6USD換算）である。

（5-11）ライセンス契約／海外送金等における規制

ライセンス契約の締結に際してナイジェリアから外国へ送金する際の注意点について述べる。特許、商標、ノウハウのライセンス費用（これは国家技術供与促進局の指針により正味の売上高の1.0～5.0%以内と定められている）の海外送金は公認されたディーラー（例えば銀行）による取扱いのみが認められている。このような支払いは、NOTAPによって発行された登録証明書及びNOTAPにより承認されたライセンス同意書の複写などの必要書類の提示により行われる。また、税務上の影響に関しては、ライセンシーは、以下の

源泉徴収税控除をする権利があり、企業のライセンサーの場合は10%、個々のライセンサーの場合には5%となっている。ただし、ライセンサーが条約国に所在する会社である場合は、税率が7.5%となる点に注意が必要である。

(5-1 2) 出願件数推移

調査した範囲では、情報が得られなかった。